# 会 則

(名 称)

第1条 本会は、滑川学区コミュニティ推進会と称し、事務局を滑川交流センター内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、滑川学区内の町内会(自治会)を主体として、地域諸団体と提携協力し、地域活動を通じて住みよいまちにすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

生活環境を守り交通安全・防犯・防災に努力し、自然や地域の環境美化に努めるとともに、三世代交流によるスポーツ・レクリェーションの実施などの他、文化活動事業を通して健康で明るい青少年育成・地域に残る史跡等文化財保護事業を行う。また、生涯学習活動を積極的に推進し、各種事業に参加協力する。

さらに、地域福祉活動に積極的に取り組み、その他、本会の目的を達成する ために必要な事業を行う。

(組 織)

第4条 本会は、滑川学区内の町内会(自治会)・各種団体の代表者・ボランティア 及び特に推挙された委員をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

会長、副会長、各部専門部長、監事、事務局員、会計本会に顧問をおくことができる。

(運 営)

- 第6条 役員は、総会・役員会・企画委員会によって企画立案し、会の運営にあたる。
  - (1) 総会は、町内会(自治会)・各種団体の代表者(委員)及び特に推挙された委員をもって構成し、本会の議決機関として次の事項を行う。
    - ① 事業計画並びに予算の審議決定
    - ② 事業報告並びに決算の審議決定
    - ③ 会則の改正に関する審議決定
    - ④ 役員・特に推挙された委員の承認
    - ⑤ その他本会の目的達成に関する事項の審議決定
  - (2) 役員会並びに企画委員会は、総会等に提案する事業計画の立案及び実践、その他本会目的達成に関する事項の調査・立案・企画・実践する。

(専門部)

- 第7条 本会に、次の専門部を置き、本会事業の業務分担をする。
  - (1) 総 務 部 … 企画委員が担当し、本会の推進機関として、全体的 な活動の計画・立案。地域福祉活動及び生涯学習事業 の推進。
  - (2) 環 境 部 …環境を守り資源を大切にする活動

- (3) 文 化 部 … 地域の人々と文化活動を通じて交流を深める活動の 推進。
- (4) 広 報 部 本会の目的達成のための広報活動
- (5) 青少年育成部 …青少年の健全育成のための活動
- (6) 健 康 部 …スポーツ・レクリェーション等を通じ会員の健康増進 と親睦に関する活動
- (7) 自主防災会…災害時の訓練及び危険箇所の点検等の活動

### (会 議)

第8条 総会は、年1回会長が招集し、委員の3分の1の出席をもって成立する。 役員会及び企画委員会は、必要に応じ会長が招集する。会議の議事は出席者の 過半数で決する。

### (委員の選任)

第9条 委員は、町内会(自治会)・各種団体の会長又は代表者及び特に推挙された 委員がなる。

### (役員及び企画委員の選出)

- 第10条(1)会長は、別に定めるコミュニティ推進会会長選考委員会において、 候補者を選考し総会において選任する。尚、原則として副会長の中から 選出する。
  - (2) 副会長は、委員の中から推挙する。専門部部長・監事・事務局員・会計・ 企画委員は、会長が委嘱する。

### (任 務)

- 第11条 役員及び委員は、次の任務を行う。
  - (1) 会 長 …本会を代表し本会運営にあたり、総会・役員会・企画委員会では議長となる。
  - (2) 副 会 長 … 会長を補佐し、会長事故ある時は会長を代行する。また 受け持ちブロック・各種団体に会議の決定事項を周知徹 底させるとともに、第7条の各部に所属する。
  - (3) 事務局員 …本会の事務を総括し、会議の記録を担当する。
  - (4) 会 計 …本会の会計事務を担当する。
  - (5) 監 事 …会計事務の監査を担当する。
  - (6) 委員 …総会で決議された事項を会員に周知徹底させるととも に各専門部に所属し、活動の推進を図る。

#### (任期)

- 第12条(1)本会の役員及び企画委員の任期は2年/期とする。ただし、再任を妨げない。新旧の交替は、新役員が総会で承認された時点とする。
  - (2) 前項の規定にかかわらず、会長任期は原則2期までとし、最長でも3期までとする。

### (会 計)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、補助金及び会費・その他の収入を以って充て る。

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## <付 則>

本会則は昭和50年 5月10日より施行する。

会則一部改正 昭和57年 5月 昭和63年 5月

平成13年 5月 平成18年 4月

平成19年 5月会則一部改正

平成20年 4月会則一部改正

平成25年 4月会則一部改正

平成28年 4月会則一部改正

令和 6年 4月会則一部改正

### 滑川学区コミュニティ推進会会長選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、滑川学区コミュニティ推進会**会則第10条の規定**に基づき、 滑川学区コミュニティ推進会(以下「推進会」という。)会長選考委員会(以 下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (委員会の権能)

第2条 委員会は、推進会**会則第10条の掲げる会長の候補者を選考**し、推進会総会 に付議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長1名及び委員4名をもって組織する。
  - 2 委員長は、委員の中から互選する。
  - 3 委員は、推進会全体において、会長・副会長を除く推進会会員の中から選任 する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から**推進会会長**が議決される日までの期間とする。

(会議)

- 第5条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、委員会に関する事務を総理する。
  - 2 委員長事故あるときは、委員長が指定する委員がその職務を代理する。
  - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
  - 4 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

付則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。